「記憶　反省　そして友好」の碑撤去の代執行の中止を求める声明

群馬県は「群馬の森」公園に 2004 年に建てられた「記憶　反省　そして友好」の碑について 1 月 19 日付で 1 月 29 日から 2 月 11 日の間に撤去するとの行政代執行命令を「追悼碑を守る会」に通知した。

この碑の碑文には「かつて我が国が朝鮮人に対し、多大の損害と苦痛を与えた歴史の事実を深く記憶にとどめ、心から反省し、二度と過ちを繰り返さない決意を表明する」とその目的が書かれている。これは 1995 年の村山談話や 1998 年の日韓パートナーシップ宣言で言及された「我が国が過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫びを述べた」とする日本政府の歴史認識を踏まえたものであり、県議会が全会一致で賛同し設置されたものである。

ところが碑の前の追悼行事での「強制連行」という発言が「政治的中立」を逸脱しているとして 2014 年に県が使用許可を更新しなかった。そのため許可の更新を求めて守る会が提訴した裁判で地裁は許可の更新を命じた。ところが東京高裁は「強制連行」という発言を行ったことにより本件追悼碑の中立性が失われ都市公園法 2 条 1 項にいう「公園施設」の要件を満たさなくなったとして県の更新不許可を容認し、2022 年には最高裁もこの判断を追認し守る会の上告を棄却し判決が確定した。

そもそも朝鮮人強制連行は戦時下で侵略戦争遂行のための労働力不足を補うために日本政府の労務動員計画によって朝鮮半島から集団募集・官斡旋・徴用の形態で強制的に動員され強制労働に従事させられた約 80 万人に及ぶ朝鮮人に多大の犠牲をもたらした歴史事実を指す。2021 年 4 月に日本政府も「強制連行」を「一括りに表現することは、適切ではない」と閣議決定したものの「強制連行」の歴史的事実は否定することはできなかった。

このように碑文には問題もなく県の指摘以降は碑の前での追悼行事も行っていない。このような現状で県が代執行を行うことは行政代執行第 2 条でいう「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反する」場合にのみ許されるとする法の趣旨にも反する暴挙である。日本政府の歴史認識にも合致する文言の追悼碑の強制撤去こそ「公益」を損なうものと言わざるを得ない。

今回の群馬県による追悼碑撤去の行政代執行は、「強制連行はなかった」とする歴史否定論者のヘイトスピーチ、ヘイトクライムに加担するものであり、歴史の事実に背を向ける蛮行と言わざるを得ない。

ただちに行政代執行を中止することを求める。

２０２４年1月２６日

強制動員真相究明ネットワーク

（連絡先）
神戸市灘区八幡町4-9-22 神戸学生青年センター気付
強制動員真相究明ネットワーク
TEL 078-891-3018 FAX：078-891-3019
E-mail：shinsoukyumei@gmail.com